

学校給食共同調理場 移設・建替えについての説明会

白井市教育委員会

平成27年7月29日・30日

- 1 学校給食共同調理場の現状と課題
- 2 学校給食共同調理場移設・建替検討の主な経緯
- 3 議会に提出された陳情と保護者の声
- 4 学校給食共同調理場移設・建替の方針及び計画概要

1. 学校給食共同調理場の現状と課題

1) 共同調理場の現状

- 給食提供開始 昭和54年4月(36年経過)
- 敷地面積 5, 172m²
- 延床面積 1495. 28m²
- 調理能力(開所当時) 10, 000食
- 現在提供食数 約5, 900食
- 土地の用途地域 第二種住居地域
- 建物の用途 工 場

2) 共同調理場の課題

①耐震性能不足

- 耐震診断(平成13年実施)
- 桁行方向 I_s 値 0.61
- 張間方向 I_s 値 0.58



※ I_s 値 建物の強度や粘りに加え、形状や経年状況を考慮した耐震指標

②施設・設備の老朽化

- 雨の多い日は一部で雨漏りが発生
- 調理場の壁などに腐食が発生
- 食器食管洗浄機3台 (21年1台・20年2台)
- ボイラー2台 (11年1台・28年1台)
- シンク (18台中、36年12台)
- 調理台 (36年9台全て)
- 蒸し器 (21年)
- 保管庫 (17年6台)
- 食器食缶保管庫 (14台中、20年3台)等

※厨房機器の耐用年数は概ね15年とされています。

修繕の状況(平成27年4／1から7／16)

• ボイラー配管腐食による蒸気漏れ	7件
• 蒸気漏れによる消毒保管庫修繕	3件
• ボイラーの修繕	2件
• 食器・食缶洗浄機の修繕	8件
• その他	20件
	合計41件

※平成27年5月30日の地震により、コンクリートの一部が落下

雨漏りの様子



屋根の様子





腐食している壁

36年間使用している回転鍋
本年度、入替え予定



5月30日の地震(震度3)による被害



③手狭な調理スペース

- 病原性大腸菌（O157）やウィルス性食中毒への対応するため、食器保管庫などの設備を随時導入
- ランチ皿での給食から、食育を考え茶碗を増やすなど食器類の増加
- 食器素材をポリプロピレンから強化磁器に変更したことによる保管スペースの増加など

※これらのことから、調理スペースが手狭になっており、
現在では本来の調理能力1万食は出来ない状況



食器・食缶保管庫



狭い調理スペース



調理する場所の近くにまでコンテナが並んでいる。



コンテナ51台



④学校給食衛生管理基準を満たしていない施設

学校給食衛生管理基準とは？

- 学校給食法 第9条に規定
- 平成9年4月1日制定

O157・ノロウイルス等の発生等により随時改正

- 平成21年4月1日に新たな基準を制定

※調理する環境を清潔にする考え方から、原料の入荷から出荷までの各工程において危害要因を取り除く考え方に変更（HACCPの考え方）

学校給食衛生管理基準の主な内容

- 食数に適した広さを確保すること。
- 汚染作業区域と非汚作業染区域を部屋単位で区分
- ドライシステムを導入すること。（床を濡らさない。）
- 食品の納入検査のために独立した検収室を設置すること。
- 調理員が各区分に移動する場合は、更衣や手洗い等のため、前室を設置することなど

※これらを実施するためには施設面積の増加が必要となる。

学校給食衛生管理基準に基づき施設を整備した場合は

- 現在の共同調理場(約1,500m²)では、約3,000食程度の調理が限界
- 7,000食の調理能力を有する調理場を整備した場合は、次のとおり見込まれる。

調理場面積 3,100m²

(調理室・炊飯施設・アレルギー対策室)

建築面積 3,280m²

延床面積 4,100m²

(事務室・トイレ・調理員の更衣室など)

衛生管理基準を満たしていない調理場



汚染区域と非汚染区域が部屋単位で区切られていない。

ドライ式の床になっていない



最新の衛生管理基準による調理場



ドライ式の床

汚染区域と非汚染区域
が完全に区分されている。



最新の衛生管理基準による調理場



配缶の様子

配送の様子



⑤食育や食物アレルギーにも十分対応 出来ない施設

- 平成21年に改正された「学校給食法」では、学校給食の目的が従来の「食生活の改善」から「食育の推進」に重点移行されている。
- 現在、食物アレルギー対応については、アレルゲン配合表の配付で対応している。

これらを改善するためには、施設面積の増加が必要となる。

食育の拠点及びアレルギー対応



体験用の回転ガマ

アレルギー対応
食の調理



2. 共同調理場移設・建替検討の主な経緯

年・月	市	共同調理場運営委員会	市議会
23・3		共同調理場の老朽化に伴う 今後の対応を説明	共同調理場施設改修計 画策定委託 予算可決
24・2		委員の拡大 (市民公募・一級建築士) 共同調理場の老朽化に伴う 今後の対応を検討 移転・新築案を推薦	
24・10 ～ 12	政策会議 移転・新築に決定		一般質問 「移転・新築が妥当と判 断している」と回答
25・1	教育委員会議 移転・新築を決定		

年・月	市	共同調理場運営委員会	市議会
25・2～3		教育委員会議・政策会議において、移転・新築が決定したことを報告	共同調理場建替事業基本計画作成業務委託 共同調理場建替手法検討業務委託 それぞれ予算可決
25・9 ～10		・移転新築スケジュールについて ・基本計画策定について	一般質問 「建替に向けて基本計画を策定中」 「現在の場所では、長期間の欠食や都市計画法などから難しい」と回答
26・2		・建替事業基本計画（案）について	
26・3	教育委員会議 政策会議 ・建替事業基本計画を決定		

年・月	市	共同調理場運営委員会	市議会
26・7	政策会議 ・建替候補地決定		
26・10	政策会議 ・整備手法決定		
26・11	教育委員会議 ・建替候補地及び 整備手法決定		
26・12	政策会議 候補地を事業用定期借地で確保		一般質問 ・PFI方式について ・親子方式について
27・ 1 ～3	・平成27年第1回定例議会に関連予算等を条例	PFI方式の鎌ヶ谷給食センター視察 移設・建替の概要 新給食センターの食器について	一般質問 ・PFI方式について ・用地について ・給食事業について ・市民の意見について 陳情 趣旨採択 関連予算否決 否決

年・月	市	共同調理場運営委員会	市議会
27・5 ～6		共同調理場老朽化対策 ・現施設の改修 ・自校方式 ・移設・建替(従来方式) ・移設・建替(PFI方式) の4案から検討 全会一致で、移設・建替	一般質問 ・共同調理場建替えについて ・給食センターの現状 これまでの検討の経緯 今後の進め方 陳情 2件 不採択
27・7	教育委員会議 政策会議 ・移設・建て替え ・PFI方式 ・用地は復インター下 ・用地は買い取り	・移設・建て替え ・PFI方式 ・用地は復インター下 ・用地は買い取り	

3. 議会に提出された陳情と保護者の声

1) 平成27年第1回定例議会

白井市学校給食共同調理場建替え全面見直しに関する陳情

- ①現在進められている事業計画は、基本的な事項が検討なされておらず不十分で、多額な無駄な費用支出を伴うものである。よって、原案を撤回し国交省の示す「既存不適格建築物の増改築、大規模な修繕・模様替えに係る緩和措置」に則り、改修事業で行うよう白井市に要請してください。
- ②納税者視点に立ち、市民公募による市民参加の「学校給食共同調理場整備事業委員会(仮称)」の設置

趣旨採択



これを受け、移設・建替えに関する関連予算等が否決

※現在の共同調理場は、県の許可を得て建築してるため、陳情事項にある「既存不適格建築物」ではない。

2) 平成27年第2回議会(2つの陳情)

①市学校給食事業からPFI方式導入案の撤回と直営方式の採用を決議し市教育長ならびに市長に送付することを求める陳情書

- 学校給食共同調理場建替えからPFI方式導入案を撤回すること。
- 市直営方式である共同調理場または自校調理方式の導入を至急検討すること
- 以上の事項を議決のうえ、市教育長ならびに市長に送付されるよう陳情します。

②白井市の学校給食に関する陳情

- 白井市が採用する学校給食の方式(自校方式、親子方式、センター方式、デリバリー方式等)に関しては、各方式について総合的な比較検討を行い、もしくは既に行っているとすればその結果を市民に公開するとともに、説明会や意見交換会、生徒や保護者、市民へのアンケートやパブリックコメント等の充実した市民参加手続きを実施し、市民合意を得るように市長に求めてください。



いずれも不採択

3) 保護者の要望と約1万人の署名

白井市小中学校PTA連絡協議会から

- 「学校給食共同調理場の移設・建替について、現行計画通りに速やかに進めることに関する要望書」
- 共同調理場の移設・建替について、現行通り速やかに進めることを求める署名(約1万人)

※このように議会では否決されたものの、保護者の方や多くの市民の方々からは早期の建設を求める声が市に届いた。

4) 共同調理場運営委員会の意見

再度、共同調理場運営委員会へ意見を伺った

①学校給食共同調理場運営委員会とは

- 公募市民やPTAの代表、教育機関の職員、薬剤師、建築の専門家などで構成する委員会
- 学校給食共同調理場の運営に関する重要事項について、調査審議する委員会

②運営委員会の意見は、

→全会一致で移設・建替えとの意見

5) 事業費比較

単位: 百万円

	現施設の改修	自校方式	<u>移設・建替 (従来方式)</u>	<u>移設・建替 (PFI方式)</u>
施設整備費	1, 047	3, 847	3, 066	2, 696
運営費(15年間)	2, 919	7, 126	3, 668	3, 480
利子・PFI関連 経費	83	312	253	666
事業費合計	4, 049	11, 285	6, 987	6, 842
交付金	122	382	253	253
市負担額	3, 927	10, 903	6, 734	6, 589

※事業費は、現在の調理場や桜台小中学校調理場の運営費などから積算しています。

※詳細については、平成27年5月28日(木)の共同調理場運営委員会資料(市HPに掲載)をご覧ください。

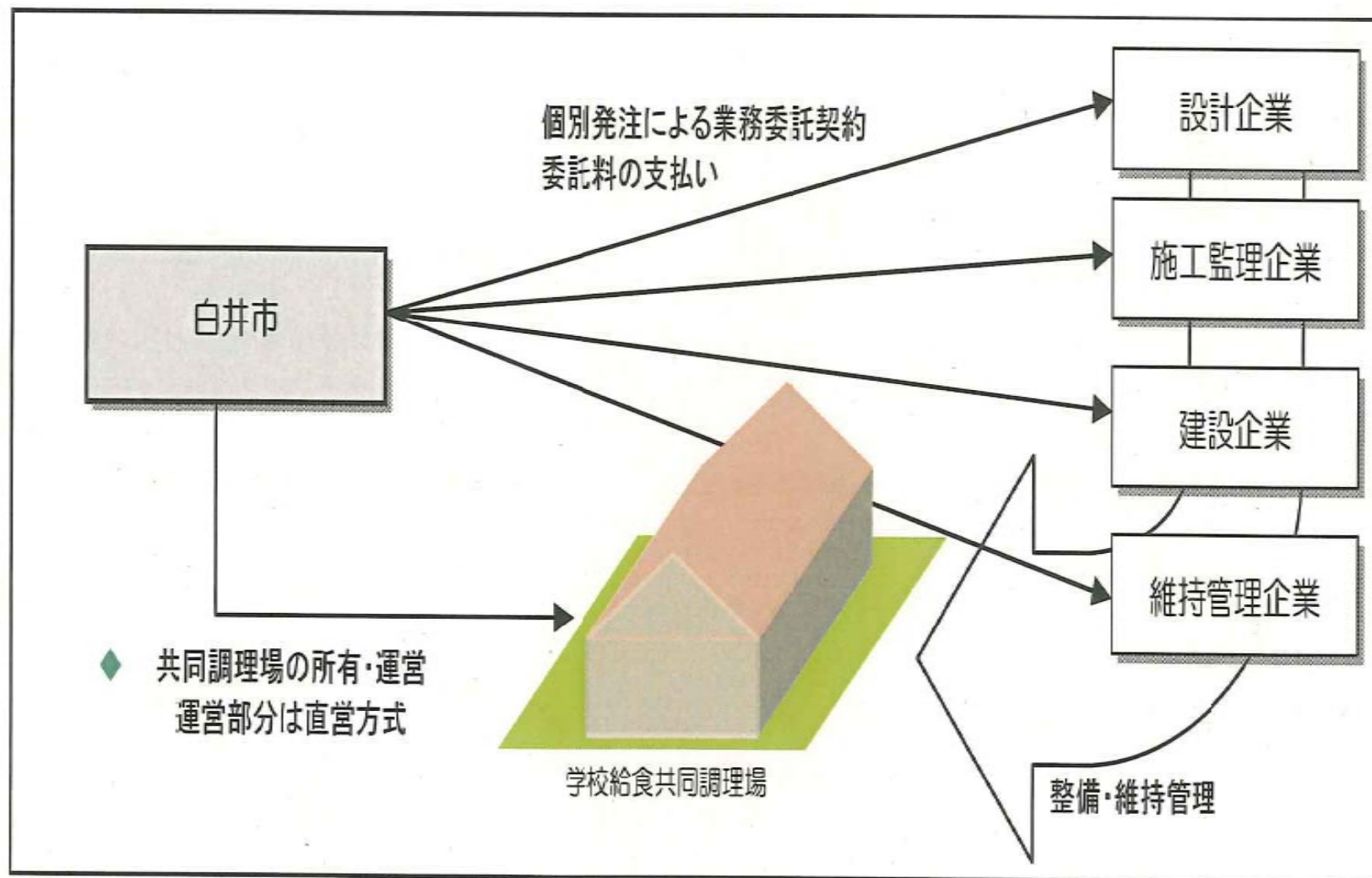
※事業費や交付金の額は概算です。実際の額とは異なります。

各方式の比較

	現施設の改修	自校方式	移設・建替 (従来方式)	移設・建替 (PF方式)
延床面積	1, 495m ²	5, 425m ² (12校分)	4, 100m ²	4, 100m ²
メリット	運営費が安価	衛生管理基準を 満たす アレルギー対応 食が可能	衛生管理基準を 満たす アレルギー対応 食が可能	衛生管理基準を 満たす アレルギー対応 食が可能 財政負担の平準 化が可能
デメリット	建物の耐用年 数が短い 衛生管理基準を 満たさない	施設整備費及び、 運営費が高い 12校整備するの に、時間がかかる 給食室を整備す ることができない 学校がある(プー ルの大きさ程度)	財政負担の平準 化が図れない PFI方式と比べ 施設整備費や運 営費が高くなる	従来方式に比べ 建設までの時間 がかかる

移設・建替えの従来方式とは

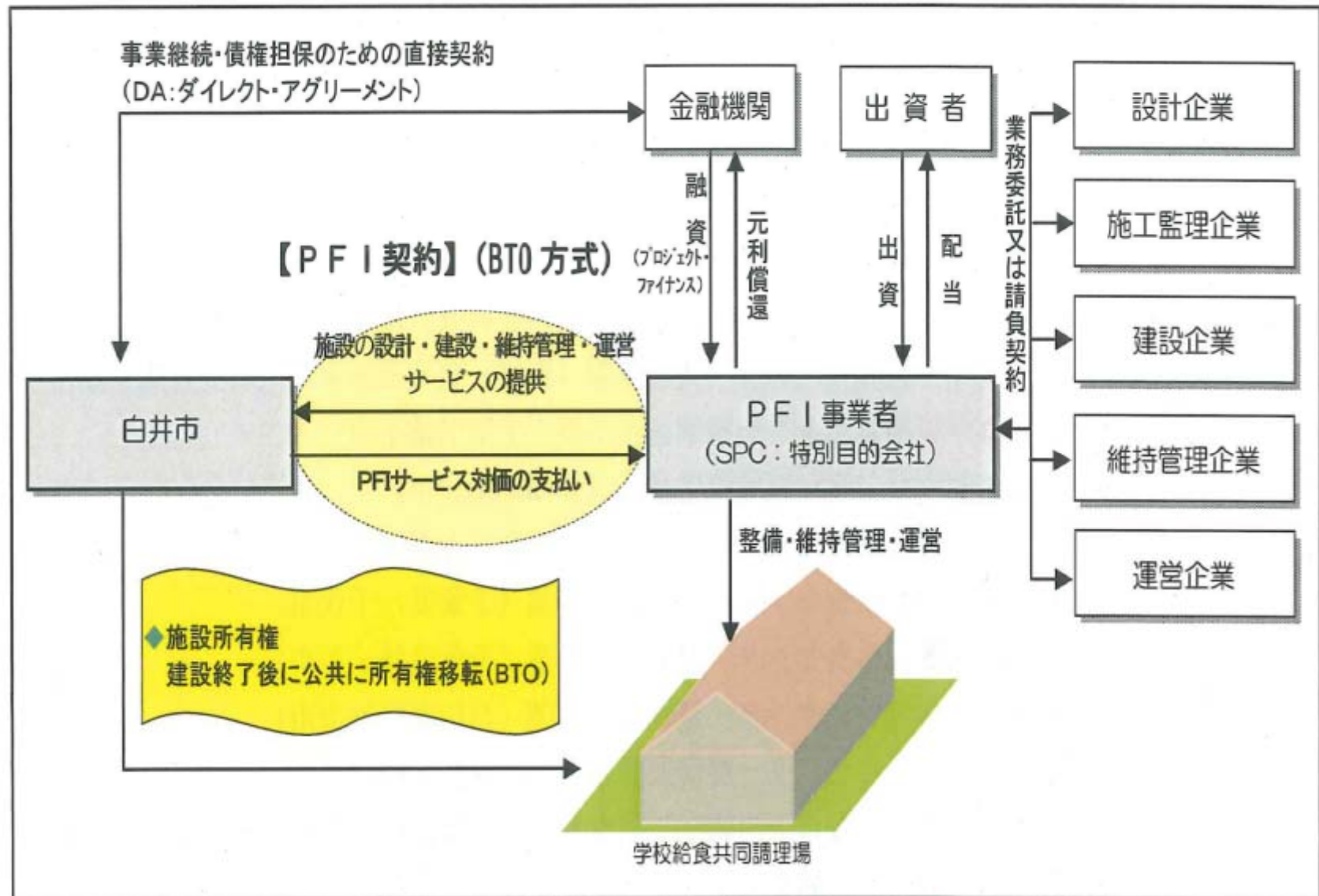
- 公共が資金調達し、設計、建築を個別に発注し、一部の運営業務(調理・配送業務)を民間に委託する方式
- 現在の共同調理場で実施している方式



[戻る](#)

移設・建替えのPFI方式とは

- 設計・建築・調理会社等が出資し、白井市の学校給食共同調理場のための**特別目的会社**をつくる。
- 特別目的会社が、自ら資金調達をし、設計・建設した後、施設の所有権を白井市に移転する。(BTO方式)
- 特別目的会社が、調理業務や維持管理業務を行う。
- 特別目的会社は、融資を受けた金融機関からの監視を受ける。



4. 学校給食共同調理場移設・建替えの方針及び計画の概要

共同調理場の老朽化対策を検討するに当たっては、一番に子ども達の利益と現実的な施設整備を考えなければなりません。

次のことを念頭に方針を決定しました。

- 学校給食法第2条で定められている「学校給食の目標」を達成すること。
- 安全で安心な給食を安定して提供出来ること。
- 白井市の財政状況を考慮すること。

共同調理場老朽化対策の方針

- 学校給食共同調理場は、移設・建替えとする。
- PFI方式による施設整備及び運営(15年)とする。
- 建替え地は、白井市復1323番15他。
- 平成31年4月開所を目標とする。

※平成27年第3回定例議会(9月議会)に関連予算等を上程予定です。

建替え予定地 7,581.69m²



移設・建替えて調理場を整備することで

- 衛生管理基準を満たし、安全な給食の提供が可能となる。
- 献立内容の多様化や温かいものは温かく出来るなど、栄養バランスを考えたおいしい給食の提供が可能となる。
- アレルギー対応食の調理が可能となる。
- 食育の推進や地産地消の推進が可能になる。
など

※給食の質の向上が図れます。

他の方法では駄目なのか？

現施設の改修は？

- 建築面積が狭いため、学校給食衛生管理基準を満たすことが出来ず、食育やアレルギー対応についても改善が図れないこと。
- 調理能力の向上が図れないこと。
- 工事期間中は、市が弁当を用意するよう努めるが、提供可能事業者が確保出来るか不明なこと。
- 改修しても15年程度しか施設が使用出来ないと見込まれていること。など

現施設の増築は？

- 学校給食管理衛生基準を満たす調理場とするためには、現施設の約2倍の面積が必要になり、現在地では面積が狭小なこと。
- 共同調理場は、建築基準法上、工場となる。現在地は、第2種住居地域であるため、増築することは、法的に非常に困難であること。など

自校方式はどうか？

自校方式は理想的との意見もあるが、

- 12校全てに調理場を整備するには相当な時間を要すること。
- 整備費及び15年間の運営費で109億円の財政負担が見込まれ、将来に大きな負担を残すことになること。
- 各学校は、調理場を設置するように設計されておらず、必要な用地を確保出来ると見込まれるのは4校であること。 など

親子方式は？

- 広い敷地を要し、配送車の導線確保や児童生徒の安全対策など、整備には多くの課題がある
- 調理場は、建築基準法上工場となり、多くの学校が住居系の用途地域になるため、学校敷地内に調理場を整備することは、法的に非常に困難である。

※白一小・白二小・白三小・白井中は、市街化調整区域のため、用途地域上は建設可

※他の学校は住居系の用途地域のため建設困難

※親子方式とは、学校敷地内に調理場を整備し、複数の学校に配食する方式

なぜ、PFI方式による施設整備及び運営がよいのか？

- 民間が資金を調達するため、施設整備費の負担を平準化することが出来る。
- 民間の経営能力・技術的能力を活用して、良質な公共サービスが提供できること。など

候補地の選定理由は何？

- 敷地の用途地域が「準工業地域」であること。
- 共同調理場に必要インフラ(上下水道・雨水・ガス)が整備済みであること。
- 給食の配送に便利なこと。
- 総合公園、市役所に近く、大規模災害の際には、炊き出しの拠点となること。

PFI方式で共同調理場を整備した県内の例

H17年度	千葉市大宮学校センター
H18年度	木更津市学校給食センター
H22年度	千葉市新港学校給食センター
H24年度	浦安市千鳥学校給食センター
H24年度	浦安市千鳥学校給食センター

第3調理場

H24年度	銚子市学校給食センター
H25年度	八千代市学校給食センター
H26年度	鎌ヶ谷市学校給食センタ

新共同調理場の施設概要

- 食数 7, 000食
- 現在の配食校(12校)に配食
- 炊飯機能有、アレルギー食対応

※現在は炊飯については、委託しております。

- 調理面積 3, 100m²
- 建築面積 3, 280m²
- 延床面積 4, 100m²

玄関・事務室・会議室・更衣室等を含む

※ただし、施設規模については、基本設計で算出することになる。

今後の日程

平成27年9月補正予算

- ・用地費
- ・PFI事業者選定のための経費等

平成28年3月

- ・土地の取得契約

平成29年3月

- ・PFI事業者の選定、契約

平成29年4月～平成31年2月

- ・設計、建築

平成31年4月 開所（目標です。）

以上です。

ご清聴ありがとうございました。